

早稲田大学大学院法学研究科法曹養成専攻及び立教大学法学部の法曹養成連携協定

早稲田大学大学院法学研究科法曹養成専攻（以下「甲」という。）と立教大学法学部（以下「乙」という。）は、次のとおり、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（以下「法」という。）第6条の規定に基づく法曹養成連携協定（以下「本協定」という。）を交わす。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が連携して、甲における法科大学院既修者コースの教育課程と一貫的に接続する体系的な教育課程を乙において編成し、乙における法曹等を志望する学生に対して、学部段階からより効果的な教育を行うことを目的とするものである。

（法曹養成連携協定の対象）

第2条 本協定において、法第6条第2項第1号に規定する連携法科大学院及び連携法曹基礎課程は、それぞれ以下のとおりとする。

- 一 連携法科大学院 早稲田大学大学院学則第4条に規定する早稲田大学大学院法学研究科法曹養成専攻
- 二 連携法曹基礎課程 立教大学法学部法学科「法学部法学科法曹コースに関する規程」に規定する乙の法学部法学科法曹コース（以下、「本法曹コース」という。）

（法曹コースの教育課程）

第3条 乙は、本法曹コースの教育課程を別紙1のとおり定める。

（法曹コースの成績評価）

第4条 乙は、本法曹コースの成績評価基準を別紙2のとおり定め、当該基準に従い成績評価を行うものとする。

（法曹コースの早期卒業の基準等）

第5条 乙は、本法曹コースに在籍する学生を対象とする早期卒業制度の要件を別紙3のとおり定め、当該要件に従って卒業認定を行うものとする。

- 2 乙は、本法曹コースに在籍する学生が、前項に定める卒業認定を受けることができるよう、次に掲げる学修支援体制を構築するものとする。
 - 一 乙は、早期卒業およびそのための学修を支援する機関として、複数の専任教員により構成される「法曹コース委員会」を設置する。
 - 二 法曹コース委員会は、早期卒業制度およびそのための学修に関する説明会を開催する。
 - 三 法曹コース委員の教員を法曹コースに所属する学生の学修指導教員とする。

(甲の乙に対する協力等)

- 第6条 甲は、本法曹コースにおいて、連携法科大学院における教育との円滑な接続に配慮した教育が十分に実施されるよう、以下の協力をを行うものとする。
- 一 乙の求めに応じ、乙における法曹等を志望する学生に対して進学説明会等を実施すること
 - 二 乙の学生に対して、授業見学等の機会を提供すること
 - 三 乙の法曹コースにおける教育の改善・充実のため、そのカリキュラムや授業内容について協議を実施すること
- 2 甲及び乙は、連携法科大学院における教育と本法曹コースにおける教育との円滑な接続を図るための方策について継続的に調査研究及び協議を行うため、連携協議会を設置するものとする。
 - 3 甲及び乙は、協議により、前項の連携協議会の運営に関する事項を定める。

(入学者選抜の方法)

- 第7条 甲は、本法曹コースを修了して連携法科大学院に入学しようとする者を対象として、以下の入学者選抜を実施する。
- 一 5年一貫型教育選抜 論文式試験を課さず、本法曹コースの成績および面接試験等に基づき合否判定を行う入学者選抜
 - 二 開放型選抜 論文式試験を課し、本法曹コースの成績等と併せて総合的に判断して合否判定を行う入学者選抜
- 2 前項各号の入学者選抜の対象者、出願要件その他の入学者選抜の実施に関する事項は別紙4のとおりとする。

(協定の有効期間)

- 第8条 協定の有効期間は、2025年4月1日から5年間とする。ただし、協定の有効期間満了の1年前の日までに、甲又は乙の一方が他方に対し本協定の更新拒絶を通知しない場合には、有効期間を更に3年間延長して更新することとし、以後も同様とする。
- 2 甲と乙は、合意により、本協定を廃止することができる。

(協定に違反した場合の措置)

- 第9条 甲又は乙は、他方当事者が本協定に規定された事項を履行しない場合、他方当事者に対し、相当の期間を定めてその改善を申し入れることができる。
- 2 甲又は乙は、他方当事者が前項の申し入れを受けてもなお申し入れた事項の履行に応じない場合は、本協定の廃止を通告し、本協定を終了することができる。ただし、申し入れを受けた当事者が履行に応じないことに正当な理由がある場合は、この限りではない。

(本協定が終了する場合の特則)

第10条 第8条又は前条第2項の規定により本協定が終了する場合にあっては、甲若しくは乙が本協定の更新を拒絶し、甲及び乙が本協定の廃止に合意し、又は甲又は乙が本協定の廃止を通告した時点において現に本法曹コースに在籍し、又は在籍する予定である学生が、本法曹コースを修了する時に、終了するものとする。

(個人情報の取り扱い)

第11条 甲及び乙は、本協定を通して知り得た乙の学生の個人情報を本協定第1条に定める連携事業以外の目的に使用しないものとする。ただし、本人の書面による同意を得た場合は、この限りではない。

(協定書に定めのない事項)

第12条 甲及び乙は、協定に定めのない事項であつて協定の目的の実施に当たり調整が必要なもの及び協定の解釈に疑義を生じた事項については、第6条第2項に規定する連携協議会において協議し、決定する。

(裁判管轄)

第13条 甲及び乙は、本協定及び個別契約に関して、訴訟の提起、調停の申し立て等の必要が生じた場合は、訴額の如何にかかわらず、被告の住所地を管轄する地方裁判所を専属的な第一審合意管轄裁判所とすることに合意する。

本協定を証するため、本書を2通作成し、各当事者の代表者が署名のうえ、各1通を保有する。

2024年11月18日

甲

早稲田大学総長（代理人）

早稲田大学大学院

法学研究科法曹養成専攻

乙

立教大学学長（代理人）

立教大学法学部

専攻長 右谷修一

学部長 石川久

<別紙1>

1. 乙の法曹コースの教育課程編成の方針

立教大学法学部は、「法学・政治学の素養を基礎として、法曹・行政・企業・ジャーナリズム・政治・NPO・教育など多様な分野でリーダーシップをとり、社会や組織の形成と発展を担うことができる人材を育成する。そのために必要な知識・技能・倫理を総合的に高める教育を実践する。」ということを学部全体の教育目的としてきた。

以上の目的を踏まえ、従前より法学科の教育課程は、学士課程における修業年限4年間を「導入期」「形成期」「完成期」の3期に区分し編成している。すなわち、①導入期は、「学びの精神」、「学びの技法（基礎文献講読）」、言語教育科目等で構成し、法学科での学修に必要な基礎学力を身につけ、専門科目を学ぶための基礎的な知識と思考力を育成する。それと並行して、憲法、民法、刑法などの基礎的な専門科目を学修する。②形成期は、基礎となる科目の学修を進めるとともに、法社会学や法哲学、政治学の諸科目や「多彩な学び」を履修することで、社会の動きや出来事を法や政治の観点から捉える力を育成する。また、行政法、労働法、国際法などの専門的な科目の学修し、社会的な問題を分析し、どのような解決をはかっていくべきかを考え、よりよい社会を構想するために必要な知識と思考力を育成する。③完成期は、専門的な科目に加え、環境法などの発展的な科目を学修し、法と制度の運用方法についての理解を深めつつ、専門科目毎の演習を通じてよりよい法、制度、そして社会の在り方について構想する思考力を磨き上げる。

「法曹コース」は、法学科に設置されるものであるが、学科の上記教育課程方針の下、法曹になろうとする学生を対象に、七法科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）を必修とし、これらの科目についての論述能力の向上を目的とした発展演習を開催し、法科大学院教育との接続を念頭においていた連携法曹基礎課程としてふさわしい密度の高い教育を行うことを目的とする。

2. 乙の法曹コースの教育課程（※1※2）

学年	学期	必修科目		選択必修科目		選択科目	
		科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数
1年	通年	憲法(1)	4				
		民法(1)	4				
		刑法(1)	4				
	春学期					法学入門	2
						法政ゲートウェイ講義 (司法職入門)	2
	秋学期					法学基礎演習 (法曹志望者向け憲法)	2
						法学基礎演習 (法曹志望者向け民法)	2
						法学基礎演習 (法曹志望者向け刑法)	2
2年	通年					日本政治論	4
		憲法(2)	2			法社会学 1	2
	春学期	民法(2)	4			英米法 1	2
		民法(3)	2			行政学 1	2
		商法(1)	4			憲法発展演習*	2
		刑法(2)	4			民法発展演習*	2
		行政法 1	4			法社会学 2	2
	秋学期	金融取引法 1	2			法哲学	4
		商法(2)	2			英米法 2	2
		民事訴訟法(1)	4			法制史 (日本法制史)	2
		刑事訴訟法	4			行政学 2	2
						刑法発展演習*	2
						商法発展演習*	2
3年	通年	民法(4)	4				
		行政法 2	4			商法(3)	2
	春学期	民事訴訟法(2)	2			民事訴訟法発展演習*	2
						刑事訴訟法発展演習*	2
						金融取引法 2	2
	秋学期					行政法発展演習*	2
合計			54				50

※1 法曹コースの修了には、すべての必修科目（54 単位）を修得する必要がある（卒業に必要な単位数は 124 単位である）

※2 選択科目のうち、発展演習（＊印）は、履修を推奨する科目とする

<別紙2>

乙の法曹コースにおける成績評価の基準

評価		GP	評価基準	成績証明書 の表示
合格	S (100~90 点)	4	当該科目の目標をほぼ完全に達成していると認められる	S
	A (89~80 点)	3	当該科目の目標を十分に達成していると認められる	A
	B (79~70 点)	2	当該科目の目標の基幹部分は達成しているものと認められる	B
	C (69~60 点)	1	当該科目の目標のうち最低限は達成していると認められる	C
不合格	D (59~0 点)	0	当該科目の目標に及ばない	F
	欠席	0	試験未受験等により評価できないもの※	
履修中止	Q	—	所定の期日までに履修中止の手続きをしたもの	表示されない

※ 筆記試験・口頭試問を欠席した場合、また試験発表掲示にレポート試験と発表されているレポートを提出しなかった場合は、シラバスに記載された成績評価の割合にかかわらず、成績評価は「欠席」となる。

次のように表示される科目もある。(GPA 算出対象外)

評価	成績証明書
合格	合
不合格	H
認定	認

【GPA の評価基準及び算出方法】

● G P A 算出対象科目

成績評価が、 S・A・B・C・D・欠と表示される科目

● G P A 算出対象外科目

- ・履修中止を申請した科目
- ・単位認定科目（3年次編入や留学等により単位認定され成績評価が「認」と表示される科目）
- ・学校・社会教育講座の科目
- ・成績評価が合・否で表示される科目

● 評価基準

S = 4 A = 3 B = 2 C = 1 D・欠席 = 0

※Q評価は計算の対象外

● 算出方法

分子：(S の修得単位数×4) + (A の修得単位数×3) + (B の修得単位数×2) + (C の修得単位数×1)

分母：GPA 算出対象科目の総履修登録単位数 (D・欠を含む)

* 小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位までの数値で、表示する。

<別紙3>

乙の法曹コースに在籍する学生を対象とする早期卒業制度

1. 早期卒業の申請資格

申請時に法曹コースに所属し、申請年度末の時点で立教大学に 6 学期間在学する見込みであること（なお奇数学期休学した者については「7 学期間」となる）

※ 早期卒業を希望する者は、卒業を希望する年度の 1 月中旬に早期卒業の申請を行い、卒業の可否は 2 月中旬に判定・通知される。

2. 早期卒業の要件

早期卒業の申請をした者のうち、以下の要件を全て満たす者に早期卒業を認める

- 一. 申請年度末の時点で立教大学に 6 学期間在学したこと（なお奇数学期休学した者については「7 学期間」となる）
- 二. 申請年度末の時点で立教大学法学部法学科の卒業要件単位をすべて修得していること
- 三. 申請年度末の時点で立教大学法学部法学科法曹コースの必修科目の単位をすべて修得していること
- 四. 修得した単位につき GPA3.0 以上であること（※申請年度末の成績が確定し、判定を行う際に大学が確認する）
- 五. 法科大学院の入学者選抜試験に合格したこと

<別紙4>

乙の法曹コースを修了して甲の法曹養成専攻に入学しようとする者を対象とする入学者選抜の方法

【5年一貫型教育選抜方式】

1. 対象者

乙の3年次または4年次に在学中であり、本法曹コースに登録をしている者。ただし、5年次以上に在学する者であっても、標準修了年限を超過して在籍する理由につき甲が正当と認める場合には、個別審査の上、5年一貫型教育選抜の対象とすることができます。

2. 出願要件

5年一貫型教育選抜の出願要件は、受験時の年度末をもって、乙の卒業および法曹コースの修了が見込まれていることとする。

3. 出願書類

志願者は5年一貫型教育選抜の出願時に、以下の各号に定める書類を提出するものとする。

- 一 出願時点で最新の成績証明書
- 二 甲が定めた書式による申述書
- 三 乙の法曹コースの修了見込証明書
- 四 その他、甲の入試要項において提出を求める書類

4. 合否判定の方法

論文式試験を課さず、書類審査および面接試験により選抜を実施するものとし、書類審査においては、本法曹コースにおける必修科目（修了要件科目）の成績（GPA）を中心に、申述書、その他の提出書類の評価を付加し、面接結果とあわせて総合的に合否について判断するものとする。また、乙は、前述の科目の成績の他、選択科目である「憲法発展演習」、「民法発展演習」、「刑法発展演習」、「商法発展演習」の成績も加味する。なお、必修科目（修了要件科目）および「憲法発展演習」、「民法発展演習」、「刑法発展演習」、「商法発展演習」のうち、出願時までに履修可能である科目を履修していない場合は、その点を消極的に考慮する。

5. 募集人員

甲の特別選抜(5年一貫型教育選抜)の募集人員は40名とし、うち最大2名を地方専願枠として募集する。

※学業成績が優秀でかつ法曹を目指す意欲も高いにもかかわらず、地域の法科大学院の廃止等で法科大学院への進学機会が制限されかねない状況等に鑑み、広く法科大学院への挑戦を支援するため地方専願枠を設定することとする。

【開放型選抜方式】

1. 対象者

乙の3年次または4年次に在学中であり、本法曹コースに登録をしている者。および、乙以外の協定先の法曹コース・協定先でない法曹コースの3年次または4年次に在学中の者。ただし、5年次以上に在学する者であっても、標準修了年限を超過して在籍する理由につき甲が正当と認める場合には、個別審査の上、開放型選抜の対象とすることができる。

2. 出願要件

開放型選抜の出願要件は、受験時の年度末をもって乙の卒業および法曹コースの修了が見込まれていることとする。

3. 出願書類

志願者は開放型選抜の出願時に、以下の各号に定める書類を提出するものとする。

- 一 出願時点で最新の成績証明書
- 二 甲が定めた書式による申述書
- 三 乙の法曹コースの修了見込証明書
- 四 その他、甲の入試要項において提出を求める書類

4. 合否判定の方法

憲法、民法、刑法の3科目の筆記試験を課し、本法曹コースにおける必修科目（修了要件科目）の成績（G P A）に加え、当該筆記試験の成績と申述書その他の提出書類の評価により、合否について判断するものとする。なお、必修科目（修了要件科目）のうち、出願時までに履修可能である科目を履修していない場合は、その点を消極的に考慮する。

5. 募集人員

甲の特別選抜(開放型選抜)の募集人員は40名とする。